

防犯灯の概要について (R7.3 説明会資料 要引継)

1 はじめに

佐野市防犯協会の防犯灯については2種類あり、その違いは電柱等の支柱に貼付されたステッカー(管理番号)の色により判別できます。黄色のステッカーはリース物件、ピンク色のステッカーは町会購入物件であり、それぞれ取扱いが異なります。

その他、佐野市が関係する道路照明灯や、民間、個人設置の街路灯などもあります。この説明会で言う防犯灯には該当しませんので、留意してください。

2 リース物件(黄色ステッカーのもの)について



※R7.3 月中旬以降、一部デザイン変更

- ① 各町会で、防犯協会を通じて、業者からリースしているもの
- ② 平成26年度、佐野市防犯灯LED化事業として、佐野市内の約9,000基の防犯灯を、一斉にLED化。
(令和7年2月に新たな10年間のリース契約を締結。取替え作業を3月中旬頃から開始。)
- ③ 10年間のリース契約で、各町会は、
ア 「防犯灯リース代(維持管理費込み)」の概ね半分
イ 電気料のうち、「基本料金」の概ね半分と、「使用料金」を負担。残りは佐野市(佐野市防犯協会)が補助。
リース代は、防犯協会できとまとめ、業者へ支払っている。本年度から8月を予定。
電気代補助は、年度末(概ね2月中)に町会設置分とあわせ、各町会へ振り込み
- ④ 各町会のリース代は、台数を元に固定した金額となっており、撤去や一時的な使用中断があっても、10年間定額で支払う。
- ⑤ 故障等あれば、防犯協会(危機管理課 20-3056)へ連絡し、業者に手配し修理。(数日間を要します)→これまでと対応に変更なし
- ⑥ 移設は可能ですが、費用は町会で負担。
※ 昨年調査分(リース切替時のもの)は除く。
移設予定などがあれば、防犯協会(危機管理課)へ連絡を。

3 町会所有物件(ピンク色ステッカーのもの)について

→令和5年度までに設置分と、令和6年度以降に設置分で対応が変わります。



※3月中旬以降、一部デザインを変更

- ① 平成27年4月1日以降、「佐野市防犯灯設置基準」に基づき、町会で市(防犯協会)の補助金の交付を受け設置。
- ② 町会の所有物であり、リース代の支払いはないが、維持管理は町会で行う。
ただし、故障の際、防犯協会(危機管理課)に申請することで、新しい灯具を交付。(交換工事費は、町会負担)
- ③ 電気料については、上記リース物件と同様、基本料金の半分を市で負担し、町会口座へ年度末に振込み。
- ④ 令和7年度変更点など

ア 令和5年度までに設置

希望による新規灯具との取替え

町会管理のピンクステッカーの防犯灯は、今後2回に分け新規灯具と取替えを行う予定。

平成29年度までに設置した分を1回目、平成30年以降、令和5年度までに設置分を2回目(5年後を予定)に行う。

あくまで新規リースに伴う付加的なものであり、所有権自体は、各町会のもの。→町会の意向確認のうえ、取替作業を行う。

新規灯具には、新リース物件と同一のもの。

2回目に取替えを予定していた灯具が、それ以前に破損等した場合、その時点で取替えを行い、2回目の取替時での交換は行わない。

修繕も業者で対応

町会の希望により、修繕も対応。

※ 上記取替え、修繕とも、町会に新たな負担が生じるものではないが、移設、支柱の撤去などを伴う場合、町会で一部負担。

イ 令和6年度以降に設置

- ・ これまでどおりで、対応の変更なし。維持管理は、町会で対応となるが、防犯協会では旧来の灯具は提供。

533以下

佐野市防犯灯管理台帳 (ステッカー桃色)

H27. 4. 1~

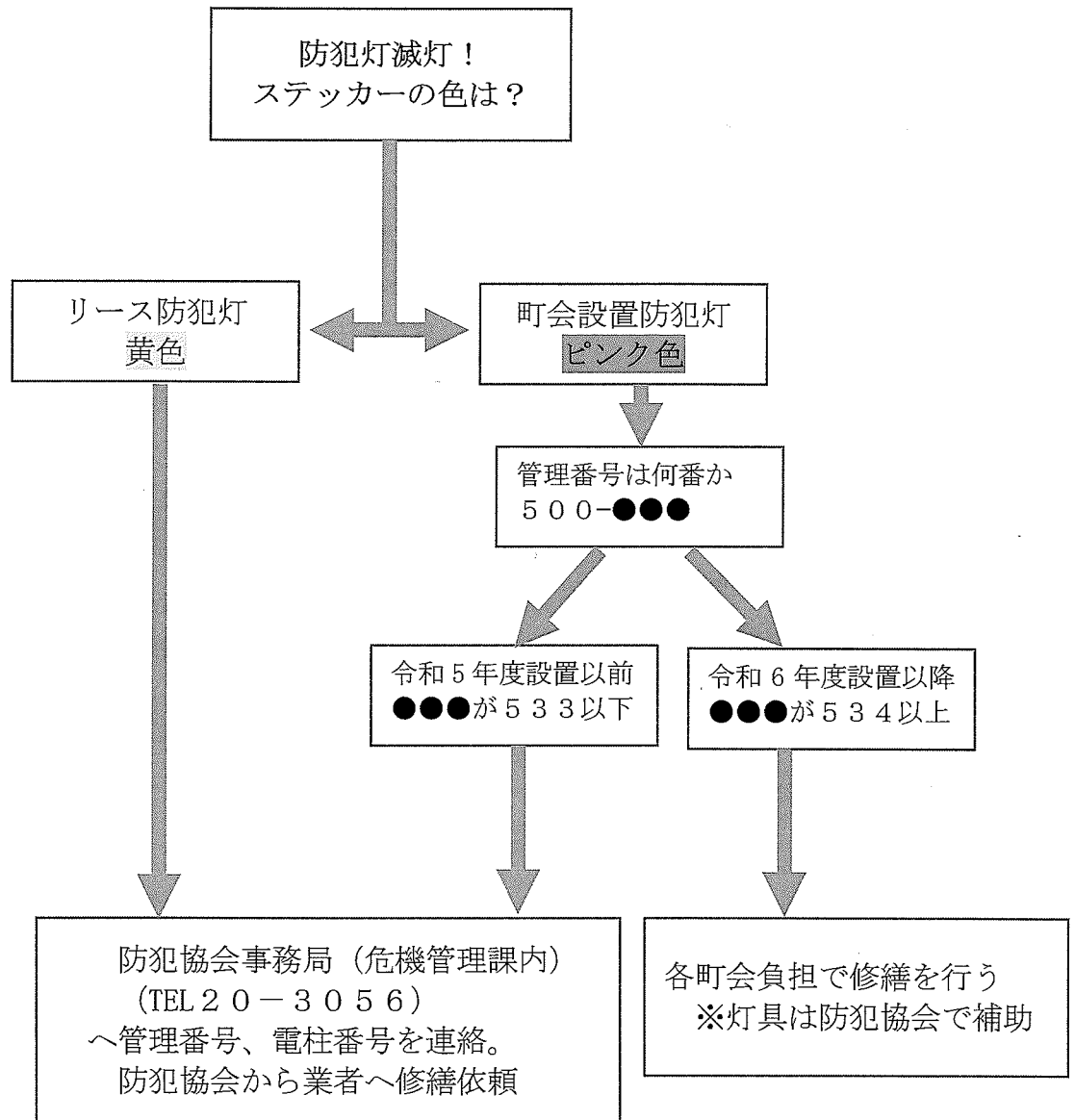
106

| NO. | 管理番号 | 電柱番号等 | 町会名 | 交付年月日 | 備考 |
|-----|---------|------------|-----|----------|----|
| 255 | 500-255 | 上町西支 左7/17 | 上町西 | H29.7.21 | |
| 309 | 500-309 | 田沼732 | 上町西 | R1.8.15 | |
| 350 | 500-350 | 田沼310 | 上町西 | R1.8.15 | |
| 458 | 500-458 | 本宿524A | 上町西 | R4.7.29 | |
| 459 | 500-459 | 本宿521A | 上町西 | R4.7.29 | |
| 460 | 500-460 | 本宿313 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 461 | 500-461 | 上町605 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 462 | 500-462 | 本宿421 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 463 | 500-463 | 本宿316 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 464 | 500-464 | 本宿321 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 465 | 500-465 | 上町338 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 466 | 500-466 | 上町352 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 467 | 500-467 | 田沼370 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 468 | 500-468 | 田沼322 | 上町西 | R4.7.29 | |
| 523 | 500-523 | 本宿322 | 上町西 | R5.7.27 | |
| 524 | 500-524 | 上町356 | 上町西 | R5.7.27 | |
| 525 | 500-525 | 上町904A | 上町西 | R5.7.27 | |
| 526 | 500-526 | 田沼354 | 上町西 | R5.7.27 | |
| 527 | 500-527 | 田沼339 | 上町西 | R5.7.27 | |

今日
73
↓
5年後
4.23

2-1

R7 防犯灯修繕チャート



※ リース物件 (黄色ステッカー) の所有権は、リース会社になります。

独断で修繕、器具の取替を行うと、最悪の場合、損害賠償を求められることも考えられますので、修繕等が必要なときは、必ず防犯協会へ連絡をお願いします。

防犯灯の新規設置について（令和7年度版）

- 佐野市では、防犯灯については、町会主体で設置していただいております。
佐野市では、町会が防犯灯を設置する場合に、佐野市防犯協会を通じて補助金を交付するという形で、支援をしております。
 - 町会において、防犯灯を設置したいという場所があれば、原則4月から6月の間に、佐野市防犯協会(危機管理課内)に「防犯灯設置工事補助金交付申請書」を提出していただくこととなります。本年度も4月1日から受付開始としますが、期限は、5月開催予定の防犯協会総会で決定します。
 - この申請書には、防犯灯を設置したい場所等を記載していただきます。更に設置工事業者に見積を依頼していただき、その「見積書」を添付していただきます。
設置工事業者に指定はありません。
 - ✓ ○ 補助金は、1基あたりの上限が「3万円」ですので、3万円以内で収まるよう業者と相談していただくことをお奨めします。
 - 防犯灯の設置は、原則として既存の電柱への取付け(共架)をお願いしています。
電柱等がない場所に防犯灯の設置を希望し、取付柱(ポール)が必要となる場合、その資材費や工事費は町会負担となります。(これらを含めて補助金の上限は3万円となります。)
 - ✓ ○ 補助金の交付対象は、「佐野市防犯灯設置基準」に示してあり、その基準は
 - ・ 最も近い防犯灯やその他の光源から、概ね50メートル以上離れていること
 - ・ 公道を照明する場所であり、行き止まりではない道路であること ほか等と明記してあり、申請後、防犯協会基準を満たすかなどの現地調査を行います。
 - 申請後の流れについては、別紙「防犯灯設置工事補助金交付申請書を提出された方へ」で詳しく記載しておきますので、そちらをご覧ください。
 - 前記別紙にも記載のとおり、正規の手順を経ずに設置工事を進めてしまった場合、基準に合致するか否かを問わず、補助金は交付できません。
特に、申請手続きを行っても交付決定前に工事を進めようと、補助金の交付は行えませんので、注意して下さい。
 - 補助金によって設置した防犯灯、支柱類は、町会所有となりますので、町会負担で適正に維持管理をしていただくこととなります。
電気料金(基本料金)は佐野市防犯協会と町会で概ね折半で負担します
 - 令和5年度以前に設置した分のような、業者による新規灯具との交換、修繕の対象外ですが、故障した場合は、防犯協会に申請いただければ、灯具を交付します。
(灯具は防犯協会であらかじめ購入したもので、指定はできません。)
- ※ 防犯灯に関して疑問が生じた場合は、まずは設置基準をご参照ください。

「防犯灯設置工事補助金交付申請書」を提出された方へ

～防犯灯設置工事の補助金交付申請後の流れと留意点について～

1 佐野市防犯灯設置基準について

防犯灯の設置工事については、各町会が主体となるものであり、今回いただいた申請は、あくまでその工事費用の補助金の交付を求める申請です。

防犯灯の設置基準や、補助金交付申請の流れについては、「佐野市防犯灯設置基準」(以下「設置基準」)に示していますので、必ずご確認ください。

2 申請後の流れ(補助を受ける場合)について

① 現地調査

申請書をいただいた後、佐野市防犯協会にて、現地調査を行い、設置基準に合致するか否かを確認します。

② 補助金交付の決定通知

現地調査の結果については、申請した町会長宛に、「防犯灯設置工事補助金交付決定通知書(別記様式第2号)」の送付を以て通知します。

交付することを決定した場合にも、交付されないことが決定した場合にも、この通知書が送付されますので、記載内容をよくご確認ください。

③ 設置工事

交付決定の通知書が送達した場合のみ本発注とし、工事を行ってください。

④ 工事完了届出と補助金交付請求

工事が完了しましたら、設置状況の写真等を添付した「防犯灯設置工事完了届兼補助金交付請求書(別記様式第3号)」を提出してください。

⑤ 補助金の交付

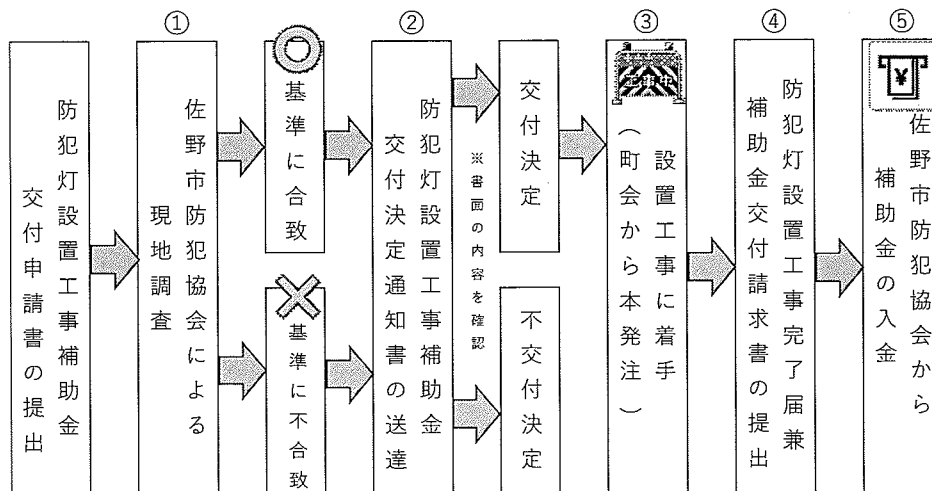
指定口座に、補助金が入金されます。(申請日より前後あり)

3 留意点

○ 設置基準は、補助金を交付できるか否かを判断する基準であり、この基準に合致しない防犯灯については、補助金は不交付の決定となります。

○ 「防犯灯設置工事補助金交付申請書(別記様式第1号)」が受理されたことを以て、設置工事に着手してしまうケースが散見されます。

上記「申請後の流れ」の手順を踏むことなく防犯灯を設置した場合、設置基準では、「補助金を認めない」旨明文化していますので、ご注意ください。



防犯灯設置工事補助金交付申請書

年 月 日

佐野市防犯協会

会長 金子 裕 様

町会名 _____

町会長名 _____ (印)

電話番号 _____

次のとおり防犯灯設置工事補助金の交付を受けたいので申請します。

- 1 防犯灯設置の申請数 _____ 基
- 2 設置予定場所 裏面のとおり
- 3 設置工事の見積書（写し） 別添のとおり

<記載例>

| 取 付 電 柱 番 号 等 | 設 置 場 所 略 図 |
|--|---|
| <p>設置先住所 高砂町 1 番地 1 先</p> <p style="text-align: right;">防犯太郎 様方先</p> <p>取付柱 (どちらかに○) ○本柱・小柱</p> <p>【電柱番号】※本柱のみ記入 東電番号 高砂011</p> <p>NTT番号 _____</p> | <p style="text-align: center;">設置場所略図</p> |

提出先

〒327-8501 佐野市高砂町1

佐野市役所危機管理課内 佐野市防犯協会事務局

記載例のとおりご記入ください ※住宅地図等の添付も可

別記様式第 1 号

| 優先 順位 | 取付電柱番号等 | 設置場所略図 |
|----------|--|----------------|
| | <p>設置先住所 町 番地 先 様方先</p> <p>取付柱 (どちらかに○) 本柱 ・ 小柱</p> <p>【電柱番号】 ※本柱のみ記入</p> <p>東電番号 _____</p> <p>NTT番号 _____</p> | <p>北 ↑</p> |

| 優先 順位 | 取付電柱番号等 | 設置場所略図 |
|----------|--|----------------|
| | <p>設置先住所 町 番地 先 様方先</p> <p>取付柱 (どちらかに○) 本柱 ・ 小柱</p> <p>【電柱番号】 ※本柱のみ記入</p> <p>東電番号 _____</p> <p>NTT番号 _____</p> | <p>北 ↑</p> |

佐野市防犯灯設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐野市内に防犯灯を設置し、引き続きその維持管理(修理、照明灯具の交換、電気料金の負担等をいう。以下同じ。)を行う町会が、適正な防犯灯の設置を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、本条各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の道路における犯罪の防止及び通行の安全を図る目的で設置された照明灯であって、道路管理者が設置する道路照明灯や商業的な広告を併用する商店街路灯以外のものをいう。
- (2) 東電柱 東京電力株式会社が所有する電柱をいう。
- (3) N T T 柱 日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (4) 鋼管ポール 防犯灯を設置する鋼管柱(小柱)をいう。

(設置数の上限)

第3条 防犯灯の設置数は、佐野市防犯協会(以下、本協会という。)の予算の範囲内においてその上限を定めるものとする。

(設置基準)

第4条 防犯灯の設置基準は、次の各号のとおりとする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由などの特別な事情により、本協会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 設置する防犯灯は、東京電力公衆街路灯契約種別A(電灯料金10Wまで)に該当するLED灯具(自動点滅機能付)とすること。

(別紙参考)

- (2) 設置場所は、歩行者や自転車が通行する公道を照明する場所であり、行き止まりではない道路であること。
- (3) 設置間隔は、最も近い防犯灯やその他の光源から、概ね50メートル以上離れていること。
- (4) 設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とすること。
- (5) 灯具は、原則として東電柱又はN T T 柱への共架とすること。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置することができるものとし、鋼管ポールを私有地に建てる場合は、土地所有者から承認を得ること。
- (6) 水銀灯など単独で設置された既存街路灯を再利用しての灯具設置につ

いては、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があり、且つ、既存街路灯の灯具部分を切除撤去するなど、町会で灯具落下防止の安全措置を確実に行う場合には、この限りではない。

(設置等の申請方法等)

第5条 防犯灯の新規設置を要望する町会長は、各年度とも4月1日以降6月末までの間に『防犯灯設置工事補助金申請書(別記様式第1号)』を作成し、本協会長に提出すること。なお、第3条の規定のとおり、防犯灯の設置数には上限があることから、複数の防犯灯を希望する場合には必ず優先順位を記載すること。

- 2 本協会は、町会長からの申請に基づき、前条の基準を満たしているものかを調査確認し、『防犯灯設置工事補助金交付決定通知書(別記様式第2号)』により町会長に通知する。
- 3 決定通知書を受けた町会長は、町会が選んだ工事施工業者に発注して防犯灯工事(東京電力等への申請を含む)を実施し、工事完了後は設置状況の写真等の関係書類を添付のうえ、『防犯灯設置工事完了届兼補助金交付請求書(別記様式第3号)』を作成し、補助金を請求する。
- 4 本条第1項から前項までに規定する手順を踏むことなく防犯灯を設置した場合、設置工事費用並びに電気料金の補助については、これを認めない。
- 5 本協会は、本条第1項に定める期間以外に設置申請を受け付けない。ただし、防犯上特別な事情があり、緊急性および必要性が客観的に認められる場合は、この限りではない。
- 6 LED灯具の破損や故障等により灯具の交換が必要な場合、町会長は『防犯灯取替工事灯具交付申請書(別記様式第4号)』により灯具の交付を申請し、本協会から灯具の交付を受けることができる。

(負担区分)

第6条 防犯灯の設置及び維持管理に係る負担区分は次の各号のとおりとする。

- (1) 防犯灯の設置に要する費用は、1基あたり3万円を上限として本協会が補助する。
- (2) 鋼管ポールの設置に要する費用は、設置する町会の負担とする。ただし、その費用を前号の費用に含めることができる。
- (3) 防犯灯に係る電気料金については町会が支払い、うち東京電力の料金単価表(公衆街路灯契約種別の電灯料金10Wまでと需要家料金を合計した料金)の半額を本協会が補助する。
- (4) 防犯灯の維持管理に必要な費用は、町会の負担とする。ただし、前条

第6項のとおり破損や故障等により灯具交換が必要な場合は、本協会は交換する灯具を町会に無償提供する。

- (5) 設置後の防犯灯を移設する場合の費用については、町会の負担とする。
- (6) 町会は、防犯灯の効果が良好な状態を維持するため、防犯灯の定期的な点検、樹木の枝打ち等に努めなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年2月以前にリース契約により設置した防犯灯については、この基準によらないものとする。